

# 高圧ガス販売事業届

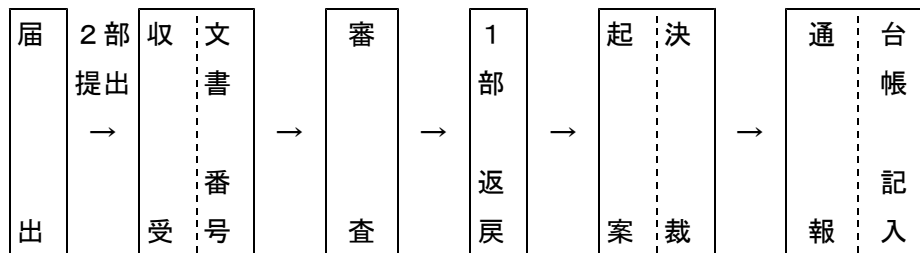
根拠法令

一般則第37条  
法第20の4  
液石則第38条  
冷凍則第26条

適用

- 1 高圧ガスの販売事業を営もうとする者
- 2 「販売の事業」とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的を持って行おうとする者をいう。
- 3 冷凍保安規則でいう販売とは、1日の冷凍能力が20トン（冷媒ガスがフルオロカーボンの場合は50トン）以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売することをいう。したがって、容器内のフルオロカーボン等の販売は一般則の適用となる。
- 4 第一種製造者がその充てんした事業所において販売する場合、施行令第6条に規定する高圧ガスを販売する場合は、届出を要しない。

手順



(事業開始の20日前)

必要書類

- 1 高圧ガス販売事業届書 (一般則様式第21、液石則様式第21、冷凍則様式第13)
- 2 販売の目的を記載したもの
- 3 法第20条の6第1項の技術上の基準に関する事項  
(添付すべき書面又は図面)
  - (1) 販売先保安台帳の様式
  - (2) 容器授受記録簿の様式 (冷凍を除く。)

必要に応じ添付を求められることができるもの

- 1 法人登記簿謄本 (個人の場合は住民票)
- 2 委任状 (代表者以外の者が届出手続きをするとき)
- 3 販売する高圧ガスの種類に応じて、法第20条の6第1項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

販売方法が規則（一般則第40条、液石則第41条及び冷凍則第27条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通 報

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。  
（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳作成

決裁后台帳を作成し、記載する。